

The Local Administration of Ishikawa Prefecture of Early in the Meiji Era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Okuda, Haruki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00029516

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



初期石川県の郡村統治

奥田晴樹¹

2008年9月4日受付, Received 4 September 2008
2008年12月25日受理, Accepted 25 December 2008

The Local Administration of Ishikawa Prefecture of Early in the Meiji Era

Haruki OKUDA¹

I. はじめに

設置当初の石川県に関する歴史的研究の蓄積が寥々たる状態にあることをふまえ, そうした研究状況に一石を投ずべく, すでに同県の設置経緯については考察を加えた⁽¹⁾。ここでは, 初期の石川県における郡村統治について, 主として行政機構の編制という面から検討してみたい。

この時期における府県の郡村統治機構は, 一般に「大区小区制」と称されているが, それは全国統一的な法規範を欠き, 府県によって実に様々な形態をとっている。しかも, この時期は, 府県の分合や管轄区域の変更が頻繁に行なわれ, またそれとも関連して同一府県でも郡村統治機構の編制替が繰り返されるケースが少なくなかった。こうした実情をふまえると, この「大区小区制」なる歴史的概念に, はたして「戸籍法」によって編制された「戸籍区」の一般行政的転用という以上の規定を付与し得るのか, といった疑問も生じてざるを得ない。こうした研究課題に対処するためには, 各府県の実態に即した研究が求められていることを, すでに指摘している⁽²⁾。

しかしながら, こうした問題提起に応える実態追跡の進捗は, 率直に言ってはかばかしくはないのが現状であろう。ここでの考察は, 初期石川県の歴史的研究を進展させるとともに, そのような研究状況にある初期府県の郡村統治機構の歴史的理解の深化にも某かの寄与をなし得るところがあると思われる。

II. 金沢県から石川県へ

本論に入る前に, 石川県の設置経緯について, 前引の先考をふまえて, その概要を述べておこう。

明治2年(1869)6月17日付で諸大名から建白されていた「版籍奉還」が聴許されたのにもない, 従来, 新政府が「諸侯」と呼んだ諸大名の領知と統治組織の一括した通称にすぎなかった「藩」という用語が, 政府直轄の府県と並ぶ地方行政区画＝組織の正式名称となった。そして, 原則として, 藩の政庁(藩庁)の所在地名をその藩名として公布するとともに, 旧藩主を政府の官吏である「知藩事」(「何々藩知事」と称する)に任命した。その結果, 旧加賀藩は, 「金沢藩」と呼ばれるようになったのである。

ついで, 4年(1871)7月14日に断行された「廃藩置県」により, 「金沢藩」は廃止され, その管轄区域をそのまま継承した「金沢県」が設置された。ついで, 同年11月20日付で, 全国的な府県分合の一環として, 金沢県と隣接する, 旧加賀藩の支藩だった富山・大聖寺両藩の管轄区域をそれぞれ引き継いでいた富山・大聖寺両県がともに廃止され, 加賀国のみを管轄する新しい「金沢県」, 能登国と越中国射水郡を管轄する「七尾県」, 越中国新川・婦負・砺波3郡を管轄する「新川県」が設けられた。

新設された金沢県は, それからほどない4年12月付で, ①石川・能美両郡にまたがる町域を有していた美川町への県庁の移転と, ②それにともなう県名の

¹金沢大学人間社会研究域学校教育学系 〒920-1192 石川県金沢市角間町 (School of Teacher Education, College of Human and Social Sciences, Kanazawa University, Kakuma-machi, Kanazawa, 920-1192 Japan)

「美川県」への改称とを、政府に願い出た。金沢県から提出された願書は、当時、地方行政を担当していた大蔵省が検討し、翌5年(1872)1月28日付で、①美川町の町域を石川郡に属する区域へのみ縮小することを条件に、県庁の同町への移転を認め、②それにとともに、県名は「石川県」に改称する、という結論を出した。これを受けて、政府は、同年2月2日付で、県庁の美川移転と、県名の石川県への改称を通達した。

5年9月25日付で、「七尾県」が廃止され、その管轄下の能登国は石川県に編入された。これを受けて、石川県は、同年10月20日付で、県庁の金沢町への帰還を政府に伺い出た。なお、この伺には、県名の金沢復旧は盛り込まれていない。政府は、石川県の伺を許可し、翌6年(1873)1月14日付で、県庁の金沢町帰還を通達した。

Ⅲ. 加賀国における郡村統治機構の成立

明治4年(1871)4月4日付の太政官布告第170号で、「戸籍法」⁽³⁾が制定されたが、全国的に見た場合、戸籍(壬申戸籍)の編製作業は、同年7月14日に断行された「廃藩置県」以後に本格化したと思われる⁽⁴⁾。同法では、戸籍は数町村からなる「戸籍区」を単位に、専門の行政吏である「戸長」を置き、その下で編製されることとなっていた。各府県では、「戸籍区」を一般行政のための区画としても用い、戸籍事務の責任者だった戸長に一般行政吏としての役割も帯びさせ、政府もそれを追認した⁽⁵⁾。

前述したように、いわゆる「大区小区制」の時期は、諸府県での郡村統治機構の編制替がしばしばなされたが、金沢県と石川県でも同様だった。それについては、『石川県史』第四編(以下、『県史』四と省略)などの諸文献における記述に異同がある。ここでは、最も原史料に近接して編纂された記録である「石川県史料」(国立公文書館所蔵)に主として依拠し、それを概観したい。

金沢県は、4年8月付で、管轄する加賀国の金沢町と、同町を除く石川郡をそれぞれ7つの「区」に分けたのをはじめ、同国の他の諸郡や能登・越中両国の各郡をそれぞれいくつかの「区」に分け、各区はさらにいくつかの「番組」に分けている⁽⁶⁾。金沢藩は、藩政改革の一環として金沢町政の改革に取り組み、3年(1870)閏10月10日付で、金沢町を東・西・上南・中南・下南・上北・下北の7つの「郷」に分け、それぞれに会所を設置させていたが、金沢町の7「区」はこの7「郷」を改称したものだった⁽⁷⁾。金沢町に関す

る限り、金沢県の統治機構は旧藩のそれを引き継いだものであると見てよからう。

前述したように、同年11月には加賀国のみを管轄する新しい金沢県が設けられるが、これを受けて、5年(1872)1月付で、管下の加賀国を27の「区」に分け、引き続きその下にはいくつかの「番組」を再編制して置いている⁽⁸⁾。

同じく5年1月付で、従来の士族卒回達方・寺院触次・里正・市長が廃止され、各区には「正副区長」、各番組には「戸長」各1名が置かれた。区長は戸籍事務を担当し、各区の徴税事務は別に設けられた「租税調役」があたることとなった⁽⁹⁾。同年2月付で、「区戸長等職制」も制定され、各職の定員、給与(年額)、職務内容が以下のように規定された⁽¹⁰⁾。

区長の定員は、金沢町は各区に各1名、他は2区に各1名で、給与は15石。副区長は、各区に各1名で、13石。その職務は、「区内四民之冠婚葬祭ヲ聴取シ、戸口・名籍等戸籍法ヲ照準シテ編成シ、布令ヲ廻達シ稽留ナカラシメ、貧富老病ヲ検査シ、諸費用ヲ分符シ、暨非常ヲ取鎮ルヲ掌ル」とされた。

金沢町など「士族・卒・雇夫等多キ地所」は「給録渡方等事務多」きことを理由に、区長の下に事務職員である「筆生」が置かれている。金沢町では、この5年以降、武家地(武家屋敷地)を士族に無償ないし有償で払い下げる武家地処分が進み、従来の町地(町屋敷)を成していた諸町に加え、新しく主に士族が居住する諸町が簇生しつつあった⁽¹¹⁾。旧大聖寺藩の城下町だった大聖寺町でも事情は同様であったと考えられる。筆生の配置は、こうした動きの下で、区の業務となった家禄の給付事務に対処するためにとられた措置だった。

戸長の定員は各番組に各1名で、給与は10石。その職務は、「区内ヲ巡察シテ各村之風俗ヲ報知シ、区長・副区長ノ事務ヲ分担ス」とされた。

租税調役の定員は各区1名、給与は13石。ただし、町には置かず、戸長がその職務を兼ねた。その職務は、「地租・諸税並ニ開墾・通船・牧畜・漁獵・用水之調方ヲ掌ル」とされた。

その他に、「測量調役」・「堤防調役」・「租税調査役並」が置かれている。測量調役は、定員はなく、給与は10石で、職務は「県内地理ヲ測量シ、郡村・市街之位置・経界・水利・道路ノ迂曲ヲ便ニスル調方ヲ掌ル」とされた。堤防調役は、定員は1郡に1ないし2名で、「営繕ナキ地所」には置かず、給与は10石、職務は「河海湖沼営繕ノ利害ヲ論シ、入費ノ目論帳ヲ調ルヲ掌ル」とされた。租税調査役並は、定員はその規定がなく、給与は10石、職務は「事務

租税調役ニ垂ク」とされた。これらを補助する事務職員として、「堤防定雇」・「測量臨時雇」・「租税臨時雇」が置かれているが、それらの定員・給与・職務の規定はない。

さらに、「駅通調役」・「輸出入調役」・「縄張」も置かれているが、やはりそれらの定員・給与・職務の規定はない。

また、「村長」・「触次」・「伍代」も置かれている。村長は、定員が各村1名で、旧藩の「肝煎ノ更称」とされている。触次は、定員がおおよそ100軒に1名とされ、郡村地には置かず、金沢町などの市街地にのみ置かれた。伍代は、定員が各村1ないし3名で、「組合頭ノ更号」とされた。

これを要するに、金沢町などの市街地は（区）正副区長—（番組）戸長—（町）触次、郡村地は（区）正副区長—（番組）戸長—（村）村長—伍代のラインで、統治機構が組み上げられているのである。つまり、県は、旧藩以来の村請制の規範下にある町村には手をつけず、その自立的な運営の実態は維持しつつ、その上に統治機構を組み立てていこうとしているわけである。しかも、堤防調役の定員規定に見られるように、治水や灌漑など、地域間の利害調整の歴史的な積み上げの上に、その管理や用益の慣行が成立している領域では、従来の地域区分である「郡」がその単位とならざるを得ない。既論したところであるが⁽¹²⁾、「大区小区制」が村請制町村を行政的に否定したものと理解する古典学説は誤りであり、むしろ逆に「大区小区制」は村請制町村の上に成り立つ郡村統治機構であることが、ここでもあらためて確認できよう。

これは、給与の財源が何にあり、したがってその支給者が誰であるか、という問題とも表裏の関係にある。県が定員や給与の規定を設けたとしても、給与の財源が県の経費にあり、したがって県がその支給者であるとは限らない。ここでは、史料上の確証を欠いているので、その判断は留保しておきたい。

ついで、5年3月13日付で、区吏の給与規定が改正され、円銭厘の新貨幣制度による「月俸金」が定められた。区長は10円、副区長と租税調役は8円、戸長・堤防調役・租税書算役・筆生・書算役は3円、触次は1円とされた。また、金沢町以外の各郡の区長の「出役旅費」を1日当たり「旧金沢藩幣」（旧藩札）で3貫文（新貨幣で15銭2厘に相当）と定められた⁽¹³⁾。この給与規定改正では、「区戸長等職制」に見えない租税書算役と書算役が登場している一方、測量調役・租税調査役並・堤防定雇・測量臨時雇・租税臨時雇・駅通調役・輸出入調役・縄張が見えない。

また、市街地の触次については給与規定が設けられているのに、郡村地の村長・伍代はそれが見えない。おそらく、人数も多く、給与のあり方も多様な村長・伍代は、統一的な給与規定を設けることに馴染まないと考えられ、各所属村の従来の慣行に任せることとなったのだろう。給与面でも、郡村地については村請制の規範が依然として堅持されており、したがってここでの給与財源は、町村がその住民に賦課・徴収する経費、すなわち「民費」である、と考えざるを得まい。

しかし、制度改革も始まっている。同じく5年3月付で、区の正副区長が「正副戸長」、番組の戸長が「戸長並」に改称された⁽¹⁴⁾。そして、同年7月、加賀国第二十区（大聖寺町）の正副戸長を士族と平民に投票で公撰させた。以後、各区の区吏に欠員が出るごとに、後任者の公撰投票を実施させたという⁽¹⁵⁾。

区吏のトップである正副戸長を選任方法に、士族と平民を区別する身分規制を解除された「四民平等」の公撰制が導入されていることは、注目に値する制度改革と言えよう。すなわち、県が正副戸長の定員・給与・職務内容を規定して、それらに枠を嵌めることで、官治的性格が付与されている一方、選任制度では住民代表としての自治的性格が付与されているのである。その後の地方自治形成過程を貫串する、「官治と自治の重畳」という特質が初発的な形姿をもってここに顕現している、と見てよからう。

5年8月3日付で、加賀国第八～十区（金沢町）と同第二十区（大聖寺町）を除き、各区の正副戸長と租税調役を廃止し、新たに「戸長心得」、「一等副戸長心得」、「二等副戸長心得」を置いた⁽¹⁶⁾。金沢町と大聖寺町が属する区は戸長、その他の区は戸長心得が、それぞれトップとなったのである。

また、同じく8月付で、各区の戸長心得に布達して、県からの「布令書ヲ回致スル」対象を、市街地の触次と郡村地の各村の「肝煎」（村長の旧称）とに止めたのを「従来之弊習」と断じ、「自今士民一般ニ普及セシムヘシ」とした⁽¹⁷⁾。施政上の諸措置の周知徹底も、「士民」、つまり士族と平民を区別せず、「四民平等」に行なおうというわけである。「四民平等」を推進する目的の一端をここに垣間見ることができよう。

とまれ、金沢—石川県の下での、加賀国の郡村統治機構は、この5年8月頃までに、一応の形を整えたと見てよからう。

Ⅳ. 能登国編入と郡村統治機構の展開

七尾県では、明治5年（1872）5月付で、管下の能

登国を16の「区」にわけていた⁽¹⁸⁾。前述したように、5年9月に同県が廃止され、石川県は能登国も管轄することとなった。これにより、加賀国の27区と能登国の16区は、従来の区の番名を踏襲し、それにそれぞれの国名を冠して区の名称とし、「何国第何区」と称したと見られる。

『県史』四によれば、5年11月に、各区の戸長心得を「戸長」、一等副戸長心得を「副戸長」、二等副戸長心得を「副戸長心得」と改めたという⁽¹⁹⁾。実際、6年(1873)に出された県の布達を見ると、2月4および10日付と3月2日付に「各区戸長」⁽²⁰⁾、3月5日付に「正副戸長」⁽²¹⁾、後出の同年8月13日付に「副戸長心得」の文言が見える⁽²²⁾。改正の実施時期については、確証がないので判断を保留しておくが、『県史』四の記述にあるような改正がなされたことは間違いなからう。なお、区の下番組の責任者が、副戸長と副戸長心得のいずれであるかは、不明である。

6年2月10日付で、能登国の各村の肝煎を「総代」、組合頭を「助役」と改称させた⁽²³⁾。後出の同年8月13日付の県の布達中に、加賀国の総代と助役が登場しており⁽²⁴⁾、おそらく、この改正は、加賀国ですでに実施されていたものを、能登国にも押し及ぼしたと見てよからう。

なお、『県史』四によれば、右の改正は5年8月に実施されたことになっている⁽²⁵⁾。しかし、同書には実施地域を加賀国に限定する記述はない。また、前述したように、5年8月3日付で廃止された租税調役が、同書では区の徴税事務を管掌する役職として、総代や助役と並んで記述されている⁽²⁶⁾。これらを見ると、同書における改正時期の記述を鵜呑みにはできない。したがって、今のところは、加賀国での改正時期は不明としておくべきだろう。

県は、6年6月20日付で、各区の戸長に対し、「各町ノ総代ノ進退ハ従来区会所ニ専任シ来ルト雖モ、自今郡村総代ト同ク情由ヲ庶務課ニ開申シ検印ヲ請フヘシ」と布達した⁽²⁷⁾。従来、市街地の各町の総代の進退の決定は区会所に専ら任されてきたが、今後は郡村地の各村と同様、交代の事情を県庁庶務課に届け出て、その「検印」を請うこととなったのである。この「検印」は県側の判断如何では押印されない場合も考えられるので、この改正は単なる届出制への変更ではなく、許可制の要素も加味されたものと見るべきだろう。県による地域社会の掌握の程度が、市街地も郡村地並みに強められてきたと言えよう。

6年8月13日付で、加賀・能登両国の各区の戸長は「副区長」、加賀国の副戸長は「副区長心得」、加賀国の副戸長心得と能登国の副戸長は「戸長」、加賀・

能登両国の各町村の総代は「副戸長」、同じく助役は「副戸長心得」と改称されている⁽²⁸⁾。ここから、先に不明として判断を留保しておいた、区の下番組の責任者が、加賀国では副戸長心得、能登国では副戸長であったことが判明する。それらが、この改正により、戸長に統一されたのである。

こうして、加賀・能登両国の統一的な郡村統治機構のラインがようやく出来上がったわけだが、それは、(区) 副区長—(番組) 戸長—(町村) 副戸長—副戸長心得、つまり区の責任者が区長ではなく、副区長という、いささか変則的なものだった。ところが、2日後に出された後出の15日付の布達の宛先は区長になっており⁽²⁹⁾、区長が存在している。これはどういうことか。

前出の5年8月3日付の改正では金沢町と大聖寺町が属する4区が除外されており、他の諸区はそのトップが戸長心得となったが、両町の区のトップは戸長のままだった。能登国編入後の改正で、区のトップは戸長となったが、その際、両町の4区と他の諸区との区別も解消したと見られる。実際、大聖寺町が属する「加賀国第二十区副区長梅田五月」から、6年8月31日付で、同町の士族と平民に賦課・徴収する「間割」(「邸地ノ間数ニ課」す)と「竈割」(「毎竈ニ課」す)の賦課方法の改正が県に上申され、不許可になっている⁽³⁰⁾。

しかし、同じく9月付で、「金沢町区長吉田温一郎等」から同町に寄留し同町域内に家屋を所有ないし賃貸する者に「間割銭」を賦課・徴収することが県に上申され、家屋所有者は直接に、また家屋賃貸者はその家屋を所有する戸主に賦課・徴収するよう、同月27日付で県の指令が出されている⁽³¹⁾。これを要するに、加賀国第八～十区からなる金沢町には、その各区のトップには副区長がいると同時に、金沢町の3区全体を総管する「区長」が、例外的に置かれていたものと考えられる。

6年8月15日付で、(金沢町の) 区長に対し、「自今正副戸長ヲ命スル、県庁ノ辞令書ヲ以テシ、之ヲ受クル、礼服ヲ着スヘシ、且副戸長心得以下ノ職ヲ命スルハ庶務課ヨリ下達ス」と布達した⁽³²⁾。番組の戸長と町村の副戸長の任命辞令には県庁の辞令書を用い、町村の副戸長心得以下の任命は県の庶務課より下達することにしており、当時、国の官吏であった県の吏員に準じて、彼らを扱おうしているのである。この布達が、金沢町の3区のみを対象としたものか、それとも他の区にも押し及ぼされたものなのか。この直後の同月29日付で、県の庶務課が発給した能登国の「第五区戸長」の辞令が伝存しており⁽³³⁾、この

布達が全管内を対象としたものであると見て間違いなかろう。

V. 「区方条例」の制定とその内容

1) 「区方条例」の制定

加賀・能登両国を管轄する石川県の郡村統治機構が、その組織と機能の両面で、一応の確立をみたのは明治6年(1873)11月である。以後、2年半余はこの制度が続くこととなる。

6年11月9日付で、区長心得・副戸長心得・副戸長心得が廃止され⁽³⁴⁾、ついで翌10日付で「区方条例」が布達された⁽³⁵⁾。さらに、同じく10日付で、副区長を「区長」、戸長を「副戸長」と改称し、各区に所属する町村に「組長」を1人ないし2人置くこととするともに、番組を廃止して「小区」と称することとした⁽³⁶⁾。

「区方条例」は、区戸長(正副の区長および戸長)について、定員と給与、職務権限、服務心得、人件費と事務経費(「民費」)の会計管理、選任方法、勤務と休暇、人事管理、給与と旅費などを定めた「区長戸長制限並心得」と、取り扱う行政事務を列挙した「区方取扱規則」からなる。

2) 区戸長の定員・給与・職務権限

「区長戸長制限並心得」は、区戸長の「制限」と「心得」の二つの部分からなる。第一の「制限」の部分では、それらの定員と給与、職務権限が以下のように規定されている。

区は約3000戸で「区長」、小区は約500戸で「副区長」がそれぞれ管掌し、その下に約200戸の町村を管掌する「戸長」と、約70戸の町村を管掌する「副戸長」が置かれている。なお、後出の6年12月9日付の大蔵省宛届出では、戸長が管掌する町村は約300戸となっている⁽³⁷⁾。

区長は、定員1名、月給9円で、その職務権限は「区長ハ一區ノ総括ニシテ其區ノ為メニ置ケル者ナレハ、上旨ヲ下達シテ稽留ナク、下情ヲ上達シテ冤屈ナカラシメ、常ニ戸籍ヲ詳カニシ、業ヲ勸メ、学ニ就カシメ、区内ノ陋習ヲ去リ、便利福益ヲ興スヲ要ス、時宜ニヨリ其區ノ総代トナルコトアルヘシ」とされた。区長は、上意下達・下情上達の仲介に責任を持ち、戸籍・勸業・就学の事務を軸に、文明開化と殖産興業の領導者たることが求められている。その一方、「区ノ総代」としての役割をはたす場合もあるとされている。つまり、区長は、前に指摘した「官治と自治の重疊」的特質を体現する役職だと言えよう。

副区長は、定員1名、月給6円で、その職務権限は「制限、区長ニ垂キ、各分課ノ小区ヲ担当ス、若シ区長欠員アルトキハ其責ヲ代理スヘシ」とされる。

戸長は、定員1名、月給2円で、その職務権限は「分課村町ノ戸籍人員ヲ整理シ、租税ヲ上納シ、諸布令ヲ廻達稽留ナカラシメ、常ニ村町ノ風俗・農商ノ勤惰ヲ察視シ、正副区長ノ事務ヲ分担ス」とされる。戸長は、戸籍事務・納税・布令の廻達に加え、管轄下の町村の風俗や「農商」の勤勉・怠惰の状態を視察・監督して、正副区長の事務を分担することを求められている。

副戸長は、定員1名、月給1円で、その職務権限は「制限、戸長ニ垂キ、各分課ノ村町ヲ分担ス」とされる。

この他に、各区に1名の「筆生」を置き、「区長・戸長ノ筆算ヲ助ケ」るものとされ、さらに「事務ノ繁劇ナルトキハ臨時雇ヲ用ユヘシ」とされた。

3) 区戸長の服務心得

第二の「心得」の部分は、30ヶ条からなり、区戸長の服務心得(第1~14, 22・23条)、人件費と事務経費(「民費」)の会計管理(第13~15条)、選任方法(第16・17, 20・21条)、勤務(第18条)と休暇(第26条)、人事管理(第27条)、給与(第24, 28~30条)と旅費(第19, 25条)が規定されている。第13・14条はともに、服務心得と会計規定が同一箇条に含まれている。

区戸長の服務心得については以下のように定められている。

⁽¹⁾ 一区内人民ニ接スル、温厚篤実ヲ旨トシ、尊大・鄭重ノ權威アルヘカラス、区内人民ノ模範トナルヘキ様、可注意事

⁽²⁾ 一諸布告類其外、停滯ナク至急普達シ、人民ノ遵奉スルヤ或ハ誤解・脱漏ノ弊ナキヤ否ニ注意スヘキ事

但、諸布告通達ノ順序ハ、正副区長ヨリ正副戸長ヘ配達シ、副戸長、各担当ノ人民ヘ伝達スヘシ

⁽³⁾ 一布令解義ヲ設ケ、蒙昧文字ナキ者ノ為メニ、之レヲ聴カシメ、之ヲ導キ、朝旨ヲ拝認浹洽セシムヘシ、最、其場所及ヒ期日ヲ定ル等ハ可届出事

但、神官・僧侶等ニ協議・委嘱スルトモ、敢テ他人ノ事務ト認ヘカラス、各担当ノ人民ヲ導クハ正副区戸長ノ責任タルヘキ事

⁽⁴⁾ 一諸願伺届等、正副戸長連署ノ上、是レヲ正副区長ニ出ス、区長、会所印ヲ捺シ、速ニ県庁

受付掛へ進達スヘシ、無故会所ニ淹滞スヘカラサル事

但、成規規格ニ悖ル如キ不都合ノ書面アラハ、事理ヲ説明シ、本人ヲ教誨スヘシト雖、

此際ニアタリ決シテ壅蔽ノ事アルヘカラス
(5) 一正副区長ノ内、一人宛順次御用弁ノ為メ、加賀国ハ県庁、能登国ハ支庁へ出頭スヘシ、或ハ数区ヲ兼出頭スルモ妨ナシ、尤、其後上申シテ指令ヲ受ヘキ事

(6) 一期限アル取調物等ハ必ス其期ヲ愆ルヘカラス、若シ不得止事故アリ遷延スルモノハ詳細其事由ヲ具狀シ指令ヲ受ヘキ事

(7) 一常ニ戸籍ヲ検シ、寄留・送籍、成規ニ照シ、区内不審ノ者留置ヘカラス、鰥寡孤独自立スル能ハサル者ハ之ヲ憐ミ互ニ救助シ、節義篤行ノ者ハ之ヲ勸賞シ、隣里郷党相親ミ、職業ヲ怠ラサル様、注意スヘキ事

(8) 一無益ノ費ヲ省キ、善ヲ勸メ、遊戯ヲ戒メ、牧畜・養蚕ヲ始メ利用厚生ノ道ヲ勸奨スヘキ事

(9) 一学ハ人民ノ急務、一日モ忽ニスヘカラス、区内ノ子弟ヲシテ学ニ就カシムヘシ、又学校取締ト協議ヲ遂ケ、永続維持ノ方法可注意事

(10) 一総テ非常ノ事アレハ速カニ届出ルハ勿論、若シ多勢聚合、徒党ニ類似スル義アラハ、精々説諭ヲ加ヘ、其旨至急可届出事

(11) 但、胡乱ノ者、徘徊セハ、其景況可報告事
一出火・出水等、非常ノ節ハ速ニ出張シ、臨機消防等差配スベシ、尤、官員出張ノ上ハ其指揮ヲ受ヘキ事

(12) 一水火ノ災害ニ罹ル人家或ハ田畑変地ノ景況、或伝染流行病等アラハ速ニ可届出、旅人病氣或ハ迷子・棄児等コレアル節ハ厚ク介抱或ハ治療ヲ加ヘ、其趣可届出事

(13) 一道路・橋梁ヲ清潔ニシ、下水填闕ナキ様、常ニ浚渫シ、市街人家稠密ノ地ハ猶更汚穢ヲ除キ、若シ營繕スヘキ破損所アラハ官民ノ区分ヲ別チ可届出事

但、瑣小ノ民費箇所ハ非此限

(14) 一区会所ハ民間便利ノ為メ設クル者ニシテ、区長以下亦民間ヲ離レサル者ニ付、素ヨリ官庁ト事務混淆スルナク其分限ヲ謬ルヘカラス、会所経費暨村町費用ハ勿論、区長以下給料等、民費課出ノ分、詳細記載シ三ヶ月毎トニ一覧表ヲ作り届出スヘシ、尤、人民為熟知、区会所前ニ揭示スヘキ事

但、区会所ニ関セサル其村町限りノ費用ハ、三ヶ月毎ニ詳細記載シ、区会所ノ検印ヲ捺

シ置、割当方・期日ノ儀ハ其村町適宜ニ取扱可申事

(中略)

(22) 一苞苴嚴禁ハ勿論タリト雖、尚厚ク注意シ、区内是等ノ醜風アルマシキ事

(23) 一同僚其他、若シ過失アレハ懇ニ忠告スヘシ、陰ニ誹謗スル等、輕薄ノ弊習アルヘカラス、又事ノ挙ルヲ自己ノ尽力ト誇リ功ヲ唱ルノ弊アルマシキ事

①区戸長が区内の人民に接する際は、温厚篤実な姿勢で臨み、決して権威を振りかざす尊大な態度をとってはならない。区戸長は区内の人民の模範となるように努めよ。

②法令や布達などは、滞りなく、速やかに人民に伝達しなければならない。また、人民がそれらを遵奉しているか、誤解や伝達漏れがないか、注意せよ。その伝達ルートは、正副区長→正副戸長で、人民へ直接伝達する責任は副戸長にある。

この伝達方法から、区（区長）—小区（副区長）—200（ないし300）戸の町村（戸長）—70戸の町村（副戸長）という統治機構の編制がなされていることがわかる。

③法令や布達の解説を行ない、識字能力を欠く人民に対して口頭で説明し、彼らにも政府の方針を理解させよ。もっとも、そのような説明を行なう会場や日時は、あらかじめ県へ届け出よ。その際、そうした説明を神職や僧侶に委嘱する場合もあるが、彼らに任せきりにしてはならない。人民に政府の方針を理解させる責任はあくまで区戸長にある。

ここで、法令や布達の説明を神職や僧侶に委嘱する場合が言及されているが、これは彼らが教導職に組織され、それらの普及の任に当たっていることが前提にある⁽³⁸⁾。

④人民から提出される願・伺・届などは、正副戸長（連署）→正副区長（区会所印押捺）→県庁受付掛のルートで速やかに進達せよ。理由なく、区会所でそれらを止め置くことがないようにしなければならない。ただし、不法な内容のものについては本人に説諭すべきだが、その上でも本人が提出しようとする場合はそれを阻んではならない。

⑤正副区長の中から1名を順次、交代で、加賀国の各区は（金沢町の）県庁、能登国の各区は（七尾町の）支庁へ出頭させよ⁽³⁹⁾。数区から1名でもよいが、その場合は県の許可が必要である。

⑥期限のある提出書類はかならずその期日を守れ。やむを得ない事情で期限内に提出できない場合は、詳細にその事由を県に上申して、あらためてその指

令を受けよ。

⑦常に戸籍をしっかりと管理し、法令に従って寄留や送籍の事務を執行せよ。区内に不審者を止め置かず、身寄りがなく自活できない人民を隣保で救恤させ、親孝行な子や貞節な妻、善行をなす者を表彰し、隣保の親睦をはかり、人民がそれぞれの職業を怠らないよう注意せよ。

⑧人民に節約と善行を奨励し、遊戯を戒め、牧畜や養蚕など殖産興業を勧奨せよ。

⑨学ぶことは人民の急務で、一日の猶予も許されない。区内の子弟を就学させよ。また、学校の維持については、「学校取締」と協議して、永続的な方法を確認するようにせよ。

⑩非常事態が発生した場合、速やかに届け出るのは勿論だが、もし多人数が集合して「徒党」に類似するような事態が起こったならば、十分に関係者を説諭し、事態を県へ至急届け出よ。不審な者が徘徊しているときは、その状況を県へ報告せよ。

⑪火事や水害などが発生した場合は、速やかに現地へ出向いて臨機応変に消防などを指示せよ。もっとも、県の吏員が出向いてきた場合は、その指揮に従え。

⑫火事や水害による人家や田地の被害、伝染病の流行があれば、速やかに県へ届け出よ。また、病気の旅行者、迷子や捨て子などがいれば、手厚く治療・保護し、その状況を県へ届け出よ。

⑬道路や橋梁を清掃し、下水をつまらせず、市街地の人家密集地ではとくに清掃に努めよ（以下の会計関係部分は後出）。

⑭区会所は人民の利便のために設置し、区戸長も人民の中から選任しているのだから、県庁の事務と混同することなく、その職務権限を逸脱するようなことがあってはならない（以下の会計関係部分は後出）。

⑮賄賂は厳禁であるのは勿論だが、なお一層注意し、区内にこうした醜悪な風習がないようにせよ。

⑯同僚の区戸長に過失がある場合は、懇切に忠告し、陰で誹謗するなどの軽薄な弊習があつてはならない。また、事業の成功を自己の尽力によるものと誇り、功績を唱えるような弊習もあつてはならない。

これを要するに、区戸長は、管轄区域内の戸籍・救恤・勸業・就学・治安・防災・土木などの事務を管掌し、人民の模範として彼らを勤儉と善行へ導き、上意下達・下情上達の私心なき仲介者たることが求められているわけである。

4) 民費の会計管理

民費の会計管理については、前に説明を保留した第13・14条の関係箇所に加え、第15条で、以下のよう定められている。

⁽¹⁵⁾ 一 民費打割方、以来概算書正副二通差出シ、庶務課ノ検査ヲ受け、打割取計、追テ正算^(補)ノ上、翌月十日限可届出事

⑬（道路・橋梁・下水などで）もし営繕すべき破損箇所があれば、官民によるその補修費用負担額を区分して、県へ届け出よ。ただし、小規模な民費による補修については県への届け出は不要である。

⑭区会所の経費および町村の運営費用は勿論、区戸長らの給与など、民費として人民に賦課・徴収している分については、3ヶ月ごとに、それらを詳細に記載した一覧表を作成して、県へ提出せよ。また、それを人民に周知させるため、区会所前に掲出せよ。区会所が関係しない各町村内での費用については、3ヶ月ごとに、それらを詳細に記載した報告書を作成して、区会所が検査の上、（問題がなければ）捺印するが、その人民への賦課方法や徴収期限などは当該町村で適宜決めてよい。

ここで、先に判断を留保しておいた、区戸長の給与が民費を財源とするものであることが明白となる。

⑮民費の賦課方法については、事前に概算書を正副2通作成し、県の庶務課へ提出してその検査を受ける。賦課・徴収した後、精算書を翌月10日までに、県へ提出せよ。

民費の賦課については、それが区戸長の給与や区会所の経費に関するものは、賦課する金額と方法を県へ事前に届け出させる。しかし、町村が区や小区の運営とは関係なく、それ自身の運営のために賦課する経費に関しては、区会所への報告とそこでの検査は義務づけられているものの、賦課方法や徴収期限への規制はなされていない。ここでも、依然として、町村運営の内部へは、県の規制が及んでいないと見てよからう。

5) 区戸長の選任方法

区戸長の選任方法については以下のように定められている。

⁽¹⁶⁾ 一 区長ハ官撰ヲ常トス、又戸長ノ見込ヲ採り撰挙スルアルヘシ、戸長ハ区長ノ撰挙ヲ採り、之ヲ議スルヲ常トス、又人民ヨリ公撰セシムルアルヘシ、尤、官撰ハ此限ニアラサル事
⁽¹⁷⁾ 一 任撰ハ至重ニ付、左ノ撰挙法ニ依り撰ヘシ、尤、銘々封書ニテ上申スヘキ事

但、従来、推挙、其門ニ出テ其党ニ依ルノ

弊ナキ能ハス、自今、此弊ヲ洗滌シ虚心ヲ以テ広く撰択スヘキ事

(イ) 一年齢廿五以上ノ者

(ロ) 一温厚篤実ニシテ人望アル者

(ハ) 一御布告類一般解シ得ル者

(ニ) 一諸願伺届ハ勿論、往復文章綴得ル者

(ホ) 一算術、除法・乗法ヲ為シ得ル者

(ヘ) 一村町ニ右ニ当ル者ナケレハ他村町ヨリ可撰事

(中略)

(20) 一 区長ハ一區一員ヲ定ト雖、時宜ニヨリ二區ヲ兼シムルコトアルヘシ、二區ヲ兼ル者、月給一円ヲ増加スヘキ事

(21) 一 戸長ハ凡二百戸、副戸長ハ凡七十戸担当スト雖、市街或ハ連担稠密ノ地ハ時宜ニヨリ増加セシムヘキ事

⑩区長は、官撰を原則とするが、戸長の推薦を参考にして選任する。戸長は、区長の推薦に基づいて選任するのを原則とするが、人民に公撰させることもあるし、官撰する場合もある。

⑪区戸長の選任は、重大な意味をもつので、以下のような（条件を満たした者を推薦する）撰挙方法をとる。推薦者は、それぞれ封書で、被推薦者を県へ上申せよ。従来、血縁や地縁によって選ぶ弊害がなくはなかった。今後は、こうした弊習は一掃し、虚心に広く人材を選ぶようにせよ。被推薦者は、(イ)25歳以上、(ロ)温厚篤実で人望がある、(ハ)法令や布達などを理解する能力がある、(ニ)諸願・伺・届は勿論、県との往復文書を書ける、(ホ)四則演算ができる、といった条件を満たす者でなければならない。(ヘ)もし、当該町村にそうした人材がいなければ、他の町村の者から選べ。

⑫区長は各区1名を定員とするが、時宜により2区で1名としてもよい。その場合は、月給を1円増額せよ。

⑬戸長は約200戸、副戸長は約70戸を担当するが、市街地や人口密集地では適宜、正副戸長の配置人数を増やしてよい。

区戸長の選任方法は、正副区長は正副戸長による推薦を基礎にした官撰制、正副戸長は正副区長の推薦制を原則としており、その実質においては「区戸長間の相互推薦制」とも言うべきものと言えよう。それは、被推薦条件において、年齢と人格とともに、読解・識字・計数の能力が不可欠なものとされており、当該町村にそうした能力の具有者がいない場合も想定されている状況が、こうした選任方法の社会的前提をなしていると見られる。つまり、既存の区

戸長層の外側に、その人材を求めることが難しい、との判断に県当局が立っていることがうかがわれるのである。

6) 区戸長の勤務と人事管理

区戸長の勤務については以下のように定められている。

(18) 一 正副区長ハ日々区会所へ出席、事務取扱ヘシ、正副戸長ハ区長ト稟議シ、適宜順序会所へ出席、事務取扱ヘヘキ事

⑭正副区長は毎日、区会所に勤務し、正副戸長は、区長と協議の上、交代で区会所に出勤せよ。

また、その人事管理については以下のように定められている。

(27) 一 区戸長、辞職願並湯治・帰省等諸願、双忌引届・除服願等、都テ其職務上ニ関スル諸願伺届ハ、爾来、不經受付、直ニ戸籍専務担当ヘ進達可致事

但、戸長撰挙状等、封書進退、同様直達可致事

⑮区戸長の辞職・湯治・帰省などの諸願、忌引届・除服願など、その職務に関する諸願・伺・届は、すべて県庁の受付掛を経ず、直接に「戸籍専務担当」へ提出せよ。戸長の推薦などの、封書も同様に（戸籍専務担当へ）直接提出せよ。

区会所での勤務は、正副区長が常勤制、正副区長が交代制をとっている。また、その人事管理は、区戸長の制度的淵源に規定されているのであろうか、この時点でもなお、県庁で戸籍事務を管掌する戸籍専務担当によってなされていることがわかる。ここにも、「大区小区制」の地方制度としての過渡的性格が垣間見られよう。

区戸長の休暇・給与・旅費に関する規定についてはここでの検討を省略する。

7) 「区方取扱規則」

「区方取扱規則」では、「上款」で事前に県庁の許可を得て執行する「地券ノ事」以下の64ヶ条と、「下款」で執行後に報告を義務づけられた「戸籍法ニ依リ出入加除スル事」以下の18ヶ条が定められている。なお、両款とも、うち1ヶ条は中身を欠いている。

冒頭で、以下のように各区において扱う行政事務の執行原則が定められている。

区内人民願伺届等、事務都テ県庁許可ヲ経テ行フヘキ事ナリト雖、或ハ区会所ニ於テ取計ヒ、後上申スヘキ条アルカ故ニ之ヲ区分シ、其箇条ヲ分ツ、左ノ如シ

「以上各款、具状ノ上、都テ庁許ヲ受ヘシ」とさ

れる「上款」の事務は、①地券、②地租、③貢租・雑税、④官用地・官有地・公有地、⑤地所の経界（境界）、⑥地所の変損（災害などによる地目・課税の変更）、⑦地所の分割・売買・相対卸地（地主一小作関係）などの苦情、⑧士族の家督隠居・再相続、⑨士族の養子、⑩士族の合家・分家、⑪士族・僧侶当主の他管下への送籍（転籍）、⑫孝子・節婦の賞誉、⑬貫属の家禄米金ならびに火傷扶持など、⑭水害・火災・盗難・謀故の殺傷など、⑮水火難の救恤・拝借金、⑯棄児・迷子、旅人の発病とその宿村送り（居住地送還）・病死・行き倒れ、⑰義倉・備蓄米金、⑱証券の印紙・界紙、⑲鉱山、⑳堤防・橋梁（営繕費用）の官費・民費の打割（負担区分）、㉑官林・官木、㉒駅通・郵便、㉓諸会社、㉔水陸運輸、㉕舟船新造・売買、㉖物産取調、㉗新規の開墾・牧畜、㉘工芸・工作の開興、㉙新発明の器械製造、㉚県舎などの新築・修繕（費用）の民費賦課、㉛（県の）職員・士族戸主・一代給与者の死去、㉜社寺の合併・転地、㉝社寺境内の伐木、㉞寺院住職の隠居後の住所・他県下への移転、㉟僧侶の得度・帰俗、㊱道路・水路・溜井、自費での堤防・橋梁などの更正（修補）、㊲耕地の水旱損、㊳別家、㊴士族の付籍（入籍）・復籍、㊵（欠）、㊶僧侶の弟子願、㊷毎年の徴兵取調、㊸学校・私塾・家塾、㊹図書の開板（出版）、㊺有税の商業・諸興行、㊻士族の商業（従事）、㊼芸娼妓、㊽猟漁、㊾難破解船、㊿蚕種製造・製糸、㊱区内の番人設立・廃止、㊲改姓名、㊳神社の臨時祭、㊴（教導職の）説教、㊵流行病、㊶神葬祭・改宗寺、㊷学校其他献金など、㊸区内定例外の民費賦課、㊹区会所の分合・移転、㊺諸拝命届、㊻区長・戸長の給料の増減、㊼区長・戸長の除服、㊽諸法会・開扉など、㊾僕婢備入出届である。

「以上各款、区長ニテ取計ヒ、後其旨上申スヘキハ具状シ、区長限リ取扱候件ハ是迄ノ通、心得ヘシ、最、臨時非常ノ件ハ小事ト雖、速ニ届出ヘキ事」とされる「下款」の事務は、①戸籍法による出入・加除、②士族の家族・平民の送籍・寄留、③3日以上の上宿人届、④（欠）、⑤無税の商業の改職届、⑥民費賦課金の期日上納、⑦水火難による拝借金の期日上納、⑧転宅・同居替、⑨外囲・建家の取毀し、割家の売買、⑩平民の跡式・譲替（家督の相続・譲渡）、⑪妻・養子女の縁組・離別届、⑫（県の）職員・士族戸主・寺院住職を除くそれらの家族・平民の病死、⑬出生届、⑭妾送籍、⑮士族以外の後見、⑯平民の管内移住、⑰士族・平民の他管下行き、⑱平民の家名取置・再興、付籍・復籍である。

「下款」の大半は戸籍事務で、その他の事務はほ

とんど「上款」に分類されている。これでは、区会所が人民から提出された諸願・伺・届を、「心得」の第4条に規定されているように、遅滞なく県へ進達したとしても、県の方の事務処理が遅滞なく進みそうにはなからう。

このように、機構は一応出来上がったことを確認し得るとしても、それが円滑に機能したかどうかは、別途、実態に即した検討が必要となろう。

なお、6年12月9日付で、県は大蔵省に以上の制度改正を届け出ている⁽⁴⁰⁾。

8）石川県権令内田政風の告諭

石川県権令の内田政風は、「区方条例」を制定した翌日の6年11月10日付で、区戸長に対して、以下のような告諭を発している⁽⁴¹⁾。

夫レ正副区戸長ハ其位地卑シト雖モ其責ノ重キ事、喋々弁スルヲ待タス、故ニ其職ニ就クノ日ヨリ区内人民ヲ愛撫シ、公私ノ事、総テ誠実ヲ以テスルニ非サレハ或ハ浮薄虚飾ニ流レ、遂ニ区内ヲ和親スル能ハス、区内設令難事ヲ醸成スルモ誠実ヲ以テ説諭スル時ハ其事容易ニ解クヘシ、爰ニ金沢町ノ若キ人家稠密、人口殆ト十一万、而ルニ学校生徒ノ僅々ナル、諸校ヲ通計スルニ其数凡二千余人、而ル所以ヲ推考スルニ其父兄タルモノ旧習ニ拘泥シ漢学ニ非サレハ学問ニ非ラスト思ヘルナルヘシ、就中士族ニ至テハ其人員、市中ニ相半シ、其家禄ノ多キ現米二拾六万石ヲ徒食ス、他県未タ此ノ比例アルヲ聞カス、実ニ天恩ノ優渥ナル何ヲ以テ謝セン、苟モ天恩ノ優渥ナルヲ知ラハ朝旨ヲ遵奉セサルヘカラス、先キニ就学年齢ノ御布告アリ、父兄タル者、協同戮力学校ヲ振起シ、或ハ子弟ヲシテ在来ノ校ニ入学シ、黽勉学業ニ従事セシメハ天恩ヲ奉報スルノ素志モ顕レ、且ハ一朝ニシテ生徒ノ数、四、五千人ヲ増加スヘシ、然ルトキハ学校ノ盛大、直ニ列県ノ上ニ駕セン、而ルニ大藩ノ末、学校ノ衰委、今日ニ至ル、痛歎スルニ余リアリ、其責何クニアル、畢竟県官ノ措置宜キヲ得サルニアルカト、上ミ朝廷ニ対シ恐懼ニ堪ヘス、且ツ民間ノ風俗ヲ察スルニ稍昔日ニ異ナラスシテ、事物ノ条理ニ矇ク、空ク旧習ヲ墨守シ、維新ノ御政体ノ何タルヲ弁セサルノ景況ナリ、故ニ区長以下、旧習ヲ洗滌シ、専ラ朝旨ノ貫徹セン事ヲ注意シ、一家ヲ鼓舞シ、遂ニ一村町ニ及ホシ、只誠実ヲ以テ懇篤誘導スヘシ、然ルトキハ固陋ノ巷ヲ変シ、開明ノ域トナスヘシ、是レ只区長以下ノ誠実ヲ以テスルト否ラサ

ルトニ在ルノミ、士族タルモノ一朝ノ小利ニ迷ハス、前途ニ注目シ、自今ノ家禄ヲ根拠トシ、確乎生計ヲ謀ラサレハ遂ニ道路ニ迷フノ人アランモ亦知ルヘカラス、実ニ憫然ニ堪ヘス、故ニ士庶人ノ父兄タルモノ、其子弟ヲシテ学ニ就キ、智識ヲ開達シ、形勢ヲ弁知シ、人ノ人タル道ヲ教ヘ、各自将来身ヲ立ル事ヲ謀ラスンハ自己ノ子弟ヲ愛セサルノ謗ヲ免レス、政風、不肖不文其意ヲ尽ス能ハスト雖モ、今ヤ当任ヲ辱フシ、県下前途ヲ苦慮スルノ誠実ヨリ、敢テ中情ヲ吐露ス、今般改定区方条例ヲ頒布候条、熟読ノ上、本文ヲ標準トシ其意ヲ体認シ、人民 朝旨ヲ遵奉候様、時々協議シ、各自責任ノ奏効アラン事ヲ冀望ス

明治六年十一月十日

石川県権令 内田 政風 印

区戸長は、地位は低いが、その責任が重いことは、あらためてくださと論ずるまでもない。したがって、就任した日から、区内の人民を愛し、公私ともにすべての事柄について誠実な姿勢で臨まなければ、浮薄や虚飾に流れ、遂には区内の和親をはかることができなくなる。区内にたとえ難題が生じて、誠実な姿勢で人民を説諭すれば、問題は容易に解決するだろう。

金沢町は、人家が密集し、その人口は11万人に達している。しかし、学校に就学している生徒は、僅かな数の学校を合計した総数は2000人余にすぎない。その理由を推察すると、父兄が旧習に拘泥して、漢学でなければ学問ではないと思いこんでいるためだと思われる。とりわけ士族は、その人数が市中人口の半分を占め、26万石もの膨大な家禄を徒食している。このような例は他県には聞かない。天皇陛下のこのような有り難い御恩に、どのようにしたら感謝できるだろうか。天皇陛下の御恩の有り難さを知ったならば、その御方針を遵奉しなければならない。先に就学を奨励する布告が出されている。父兄として、力を合わせ協力して学校の振興をはかり、子弟を学校に入学させて勉学に従事させれば、天皇陛下の御恩にお報いする気持ちも表すことができる。そして、たちまち生徒数も4000～5000人へと増加するだろう。そうなれば、学校の発展は諸県を凌駕するだろう。しかし、現実には、大藩の末期以来、学校は衰退したまま、今日に至っており、痛嘆せざるを得ない状態にある。その責任は、県官の施策の不適切さにあるのではないかと、朝廷に対し恐懼に耐えない。

人民の風俗を見ると、ほとんど昔のままで変化が

感ぜられない。事物の条理に無知で、旧習を墨守し、維新後の政体は何であることを理解していない状況である。したがって、区戸長は、旧習を一掃し、政府の方針を貫徹させるように努め、一家から一町村へと誠実な姿勢で、人民を丁寧な誘導していけば、それぞれの管轄区域は固陋の巷から文明開化の地域へと変貌していくだろう。その成否は、区戸長が誠実にその職務に取り組むかどうかにかかっている。

士族は、目先の小さな利益に迷わず、先々の目標を立てて、現在の家禄を元手に確乎たる生計の道を切り開かなければ、遂には路頭に迷う者も出かねない。これは見るに忍びない。したがって、士族や平民の父兄は、その子弟を就学させ、知識を広げ、世の中の趨勢を理解し、人の道を教え、各自が将来、身を立てられるようにしなければならない。そうでなければ、自己の子弟を愛していないとの謗りは免れ難い。

私、内田政風は、不肖にして文章を知らず、意のあるところを尽くせないが、石川県の責任者として、誠実に県下の人民の前途を危ぶみ、苦慮しており、敢えて胸中にあるところを吐露した。区戸長は、今般布達した「区方条例」を熟読して、そこでの規定に従い、私の意思を体認して、人民に政府の方針を遵奉させるべく、協力して各自の責任をはたすよう希望する。

内田がこの告諭で強調しているのは、就学の向上であり、とりわけ士族の子弟のそれである。11万人に達する金沢町の人口の半分を占める士族の現状について、「現米凡二拾六万石ヲ徒食ス、他県未タ此ノ比例アルヲ聞カス」と指摘し、しかも子弟の就学に不熱心だとして、その前途に「家禄ヲ根拠トシ確乎生計ヲ謀ラサレハ遂ニ道路ニ迷フノ人アラン」との危惧を表明している。その防止策として学校教育の振興が急務であり、区戸長にその責任があることが説かれている。

VI. 大石川県の成立と郡村統治機構の編制替

石川県は、明治9年(1876)4月18日付で、廃止された新川県が管轄していた越中国を編入した⁽⁴²⁾。ついで、同年8月21日付で、敦賀県の廃止にともない越前国のうち敦賀郡を除く坂井・大野・吉田・足羽・丹生・南条・今立の7郡を編入した⁽⁴³⁾。かくして、旧加賀藩領よりも広大な区域を管轄する「大石川県」が成立したのである。

県は、越中国の編入を受けて、8月付で内務省に区画改正を申請した⁽⁴⁴⁾。内務省から同年9月13日付で

申請が許可されたので、同年11月1日付で区画改正を実施した。これにより、加賀国は第一～五大区、能登国は第六～八大区、越中国は第九～十三大区にそれぞれ分けられた⁽⁴⁵⁾。

また、同じく11月1日付で、「区長戸長制限並心得」と「区方取扱規則」からなる「区方仮条例」も制定されている⁽⁴⁶⁾。その内容は、前出の6年(1873)11月9日付の「区方条例」を一部修正したものでだが、区画改正に伴い、郡村統治機構の編制替がなされた。大区には区長各1名(月給20円)と副区長各1名(同15円)、小区には戸長各1名(同10円)、その下に200～50戸の町村を管掌する副戸長1名(同3円以下)が置かれている。

それまでの区(区長)―小区(副区長)―200(ないし300)戸の町村(戸長)―70戸の町村(副戸長)という機構が、大区(正副区長)―小区(戸長)―200～50戸の町村(副戸長)という形に編制替されたのである。

さらに、越前国7郡の編入にともなう区画の再改正が引き続いて実施されたと見られる。その結果、越中国は第一～五大区、能登国は第六～八大区、加賀国は第九～十三大区、越前国七郡は第十四～二十八大区に分けられた⁽⁴⁷⁾。この郡村統治機構は、11年7月22日付で制定された「地方三新法」⁽⁴⁸⁾が施行されるまで存続することとなる。

Ⅶ. まとめにかえて

ここでは、廃藩置県から「地方三新法」施行に至る時期における石川県(その前身である金沢県)の郡村統治について、主に機構の編制の面から追跡を試みた。そこでは、近世以来の町村を前提とし、その上に郡村統治機構が編制されており、それは能登国や、越中国および越前国7郡の編入にともなう機構の編制替によっても変化していないことが確認できた。

また、県は、区戸長の定員や給与、職務権限などを定めて、彼らに県の郡村統治を担わせようとしてはいるものの、給与の財源は民費に依存し、人事の実質も彼らの相互推薦制とでもいうべきものだった。

確認されたこれらの事柄は、近代日本の地方制度形成過程を貫串する「官治と自治の重疊」的特質が、「官治」一辺倒にはなり得ない、あるいはそうさせない、地域社会の側が占める歴史的契機と見ることができるのではなかろうか。こうした歴史的な理解を明証するためには、この契機が「地方三新法」制定後の「地方自治」形成過程において、どのような役

割を演じ、どのような変容を被るのか、それらを見定めることが、次なる研究課題として浮上してこよう。

ここでの検討でも、個々の町村がどのように郡村統治機構の下へ編制されているのか、その実態を追跡する作業が残されている。その際、藩領統治機構との歴史的連関の有無や、それが存在するとすれば、どのような内容でのものか、確認することが必要となろう。これらは今後の宿題である。

注

- (1) 拙稿「石川県成立の歴史的考察」(『金沢大学日本海城研究』第37号, 2006年3月)を参照。
- (2) 拙稿「地方自治形成期の村——鹿沼を中心として——」(『地域社会と近代化シンポジウム会報』第11号, 2001年5月)を参照。
- (3) 内閣官報局編『法令全書』第4巻, 原書房, 1974年9月, 114～138頁を参照。
- (4) 新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』巖南堂書店・1959年1月, 福島正夫「明治四年戸籍法の史的前提とその構造」(同編『戸籍制度と「家」制度——「家」制度の研究——』東京大学出版会, 1959年6月), 同「明治四年戸籍法とその展開」(同編『日本近代法体制の形成』日本評論社, 上巻, 1981年11月, 第三章)を参照。
- (5) 拙著『地租改正と地方制度』山川出版社, 1993年10月, 第二編第二章「前期的町村の展開」を参照。
- (6) 石川県立図書館編『石川県史料』第二巻, 同館, 1972年3月, 119～123頁を参照。以下、『史料』二と省略。
- (7) 金沢町の各区の番組の数は、第一区(西郷)が7, 第二区(上南郷)が7, 第三区(中南郷)が8, 第四区(下南郷)が4, 第五区(上北郷)が8, 第六区(下北郷)が7, 第七区(東郷)が8だった(金沢市役所編『金沢市史』〔稿本金沢市史〕政治篇巻一, 同役所, 1933年10月, 2～5頁を参照)。
- (8) 『史料』二, 124～126頁を参照。
- (9) 『史料』三, 1973年3月, 464頁を参照。
- (10) 同上, 464～466頁。
- (11) 拙稿「金沢の士族と授産事業」(橋本哲哉編『近代日本の地方都市 金沢/城下町から近代都市へ』日本経済評論社, 2006年5月, 第1章)を参照。
- (12) 前掲拙著『地租改正と地方制度』, 第二編第二章「前期的町村の展開」を参照。
- (13) 『史料』三, 466頁を参照。
- (14) 同上。「石川県史料」では、この条は前出の給与規定改正の記事の直前に、月のみで日付を欠いた形で登場しているが、給与規定改正の方に、本文で述べたように正

- 副区長が見えるので、この改称措置をそれ（3月13日付）以後にとられたものと判断した。
- (15) 『史料』三，466頁を参照。なお，第二十区が大聖寺町をその区域とすることは、『史料』二，125頁を参照。
- (16) (17) 『史料』三，467頁を参照。
- (18) 『史料』二，126～127頁を参照。
- (19) 石川県編『石川県史』第四編，同県，1931年3月，100頁を参照。
- (20) 『史料』三，467頁を参照。
- (21) 『史料』三，467頁を参照。
- (22) 同上，469頁を参照。
- (23) 同上，467頁を参照。
- (24) 同上，469頁を参照。
- (25) (26) 『県史』四，99頁を参照。
- (27) 『史料』三，468頁。
- (28) (29) (30) (31) 同上，469頁を参照。
- (32) 同上，469頁。
- (33) 羽咋市史編さん専門委員会編『新修 羽咋市史』近現代 通史編，羽咋市，2008年7月，第一編第一章（拙稿），26頁所載の写真を参照。
- (34) 『史料』三，470頁を参照。
- (35) 同上，470～478頁。
- (36) 同上，478頁を参照。
- (37) 同上，480～481頁を参照。
- (38) 教導職については，拙著『立憲政体成立史の研究』岩田書院，2004年3月，第三編第二章「教導職と教導関連書籍」を参照。
- (39) 石川県は，能登国編入にともない，支庁を同国鹿島郡所口（七尾）町に置いた（『史料』一，1971年3月，2頁を参照）。
- (40) 『史料』三，480～481頁を参照。
- (41) 同上，478～479頁。
- (42) (43) 『史料』一，3頁を参照。
- (44) 同上，3～4頁を参照。
- (45) 同上，3～6頁を参照。
- (46) 『史料』三，533～542頁を参照。
- (47) 『県史』四，119～120頁を参照。
- (48) 「地方三新法」については，前掲拙著『地租改正と地方制度』，第二編第四章「地方三新法体制下における町村の法的地位」を参照。